

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱（第 5 版）

令和元年 6 月 11 日更新（受付期間延長）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

平成 30 年 7 月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。
中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から令和 2 年 6 月 30 日（火）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0 1 6 2 5 9 6	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0 1 2 6 7 9 9	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料。関西アーバン銀行、みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」（ふるさと納税）に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」（ふるさと納税）に該当